

市の申告相談期間中は、所得税（国税）の確定申告も受け付けていますが、次の所得・控除の申告をされる方は、川島税務署で申告してください。

- 譲渡所得（土地、家屋、株式など） ●山林所得 ●青色申告
- 住宅借入金等特別控除（新築・増改築・耐震改修・バリアフリー改修工事など）
- 雑損控除 ●消費税申告

上記以外にも、申告内容によっては川島税務署で申告していただく場合があります。ご了承ください。※確定申告書の控えに税務署受付印が必要な方は、川島税務署で申告してください。

注意

- 平成30年中の収入が、非課税所得（遺族年金や障害年金等）のみの場合や、収入がなかった場合で申告する方は、会場受付に設置する市・県民税申告書にご記入ください。
- ふるさと納税ワンストップ特例申請をされた方でも次のような場合は、すべての寄附金の領収書を揃えて申告してください。
 - 1年間の寄附先が6自治体以上になった場合
 - 医療費控除等により確定申告が必要な場合
- 農業所得、営業所得、不動産所得の申告をする方は、収支内訳書（収入・経費の集計）を必ず作成して会場へお越しください。

医療費控除の申告をする方へ

平成29年分の確定申告から、確定申告書へ「医療費控除の明細書」の添付（※）が必要となりました。領収書・レシートがあれば申告受付時に作成できますので、医療費の領収書・レシートを**人別・支払先別（病院・薬局等）に分けて、支払額を集計**してください。また、高額療養費や生命保険会社から支払われた給付金など、医療費を補てんする保険金などがある場合は、同様に集計をお願いします。

集計ができていない場合、会場に設ける集計コーナーで集計していただくこととなります。申告期間中は、相談者でたいへん混雑することが予想されます。少しでもスムーズな相談ができるよう、ご協力をお願いします。

（※）医療費の額など必要項目の記載がある医療費通知（「医療費のお知らせ」等）を添付すると、明細の記入を省略できます。

《セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について》

健康の維持増進および疾病予防の取り組みとして一定の取り組み（※1）を行う個人が、平成30年1月1日以降に、一定のスイッチ OTC 医薬品（※2）の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額（8万8千円を限度）について所得控除を受けることができます。

（※1）特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

（※2）要指導医薬品および一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品

（注）取り組みを行ったことを明らかにする書類および領収書が必要です。また、この特例の適用を受ける場合は、**従来の医療費控除を併せて受けることはできません**ので、どちらが有利になるか判断に迷う場合は、申告会場でご相談ください。

●問い合わせ

市税について	市税務課	☎22-2215	FAX22-2247
国民健康保険税について	市国保年金課	☎22-2213	FAX22-2243

平成30年中所得の申告相談について

平成31年度市・県民税と国民健康保険税の課税基礎となる平成30年中所得の申告相談を行います。

重要

申告にはマイナンバーの記入とあわせて本人確認書類が必要となります

申告が必要な方

平成31年1月1日現在、本市に住所のある方。

ただし、次のいずれかに該当する方は、原則として市へ申告する必要はありません。

- ①税務署等で所得税の確定申告書を提出される方
 - ②勤務先から市へ年末調整済の給与支払報告書が提出されており、その給与以外の収入がない方
 - ③公的年金等支払報告書が市へ提出されており、その公的年金以外の収入がない方
- ※②、③に該当する方で、報告されていない控除（扶養・生命保険・医療費の控除など）を新たに受ける方は、市へ申告する必要があります。

ただし、平成30年中の収入が**公的年金のみで、**

- ・年齢が**64歳以下**（昭和29年1月2日以後に生まれた人）で、公的年金等収入が**98万円以下**
- ・年齢が**65歳以上**（昭和29年1月1日以前に生まれた人）で、公的年金等収入が**148万円以下**の方は、今回の申告は必要ないと考えられます。

申告が必要かどうかわからないときは、税務課（本館2階）までお問い合わせください。

申告相談日

日程、会場の詳細は8ページを参照してください。

受付時間：午前9時30分～午後3時

申告相談時にお持ちいただくもの

- ①マイナンバーカードもしくは通知カードと運転免許証など
扶養親族のマイナンバーカードもしくは通知カードも必要です。
- ②印鑑（ゴム印・スタンプ印は不可）
- ③所得の計算に必要な書類（収入や必要経費がわかる書類）
- ④給与や公的年金などの収入がある方は、その支払者から交付された平成30年分の源泉徴収票
- ⑤平成30年中に支払った社会保険料が確認できる書類
 - ※国民年金保険料、国民年金基金の掛金については、支払証明書が必要です。
 - ※吉野川市国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料についての納付証明書は、お持ちいただく必要はありません。
- ⑥生命保険料、地震保険料、その他各種控除の対象となるものの証明書など
 - ※生命保険料、地震保険料については、控除証明書が必要です。
 - ※障害者控除を受ける方は、障害者手帳や福祉事務所で交付された平成30年分の障害者控除対象者認定書など、障がいの程度を証明できる書類を持参してください。
 - ※医療費控除、寄附金控除を受ける方は、領収書が必要です。
- ⑦税務署から確定申告書が送られてきている場合は、その確定申告書
- ⑧本人名義の預貯金口座番号等がわかるもの（市経由で確定申告書を提出される方のみ）



マイナンバー